

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合

310-0853
水戸市平須町1-93

Tel 029-305-3075
fax 029-305-3317
e-mail iba-kou@mito.ne.jp

教職員を始め、年休が取得できていない教職員に声をかけて取得しやすい環境を管理職や衛生委員会の委員が協力して作っていく必要があります。

そして、まず何よりも何故とりにくいのかについて話を聞いて、職場に問題があれば解決していく必要があります。

仕事の分担、総量の削減がカギ

今回の文書が出された背景にあるのは、政府の「働き方改革」で、残業時間に上限規制を設けるという方向が明確になっていることです。

「働き方改革」でも、残業時間の上限を「原則月45時間年360時間」とするとされています。

しかし、残業時間を減らしたり、年休取得率を上げるためには現在の仕事の見直しがなければ、形骸化することになります。

具体的な見直しは、仕事の偏りを無くして分担をすすめることと仕事の総量を削減する必要があります。

これはできないではなく、職場の衛生委員会などで教職員が率直に話し合っ、具体化を進めていく必要があります。そのための管理職との話し合い、意見交換が欠かせません。

コンプライアンス委員会に外部委員？

過日の新聞報道で、教育長は「教職員の不祥事を無くすことを目的とした職場のコンプライアンス委員会の活動を活発化させるために、今年度は職場のコンプライアンス委員会に外部委員も入ってもらう」というようなことを発表しました。

5月におこなった組合と高校教育課・特別支援課との懇談でも、この問題を取り上げました。

県教育委員会の話では、「外部委員と言っても特別な人ではなく、これまでの学校評議員さんに入ってもらうことを考えている」ということでした。

また、「外部委員が入っても、特別なことをやることは考えていない。いろいろな意見を率直に聞いて、改善できるところから始めたい」という話でした。

しかし、組合で主張するようにコンプライアンスと言うならまず「労働基準法」を遵守する職場になっているかどうかを検証し、外部委員にも率直に意見を求めるべきです。

コンプライアンス委員会では、個人責任を迫るのではなく、職場の組織的な責任、問題点を明らかにすべきです。

年次休暇取得計画表の作成について

こんな文書が出されていることを知っていますか？

5月29日付けで、高校教育課長名で各県立学校長宛に「年次休暇等取得計画表の作成について」という文書が出されています。

これは教職員の年休取得促進のために、年次休暇等取得計画表作成と管理職による取得状況の確認を求めるものです。

実質的に年休が取れる職場改善が重要

今回の文書の目的は年休取得促進であって、計画表の提出や取得状況はあくまでその手段です。計画表の提出等の機械的な運用ではなく、実質的な年休取得ができるような職場環境を実現していく必要があります。

県の指示を理由に機械的に計画書の提出を求めるようなこと

は、逆に忙しさを増やして年休が取りにくい職場環境を作ってしまうことを、組合は問題にしています。

年休のとらえ方の多様性

ところで、年休に対する教職員の意識もばらばらで、当然のことながら年休の取得率にも格差があります。

「年休は病気の時、取るもの」



「なるべくなら、年休は取らない方がよい」「年休を取る人が少ないので、年休はなかなか取りづらい」「よく年休を取っているあの先生は問題だ」というような職場も少なくないのではないのでしょうか。

しかし、病気の際は療休を取ればよいのであって、年休は理由を言う義務もなく、本来リフレッシュを目的に余暇を充実させるために取ってよいものです。

また、仕事に対するモチベーションを向上させるためにも、年休を取ることは有効です。

もし、年休の取得を制限するような管理職がいる、職場の雰囲気がある場合は、一刻も早く改善されなければなりません。

年休取得率を向上させるために

県教委の文書の中でも「取得実績が少ない職員について、応援態勢の整備などの改善措置を検討すること」というような一文があります。

各職場では年休がゼロである

県知事選は8月27日(日)

県知事選でも進めよう！主権者教育！

県知事選は8月27日(日)

任期満了に伴う茨城県知事選挙が、8月10日(木)告示、8月27日(日)投票で行われることが決定しました。

現時点では、7期目をめざす現職の橋本昌氏、自民党推薦の会社役員の大井川和彦氏、NPO法人理事長の鶴田真子美氏の3人が立候補を表明しています。

NPO法人理事長の鶴田真子美氏は、つくば市在住の52歳の女性で、市民団体「いのち輝くいばらきの会」が擁立しています。

「いのち輝くいばらきの会」は、県内の大学名誉教授、元自治体首長、医師、弁護士、労働組合関係者などが支える市民団体で、この間の市民連合の流れを汲んでいます。

また、鶴田氏は県内複数の政党に支援を要請しています。

茨城県知事選挙の争点

全国8位の財政力がありながら、茨城県は大型開発を最優先にしてきたために、医療や福祉、教育は全国最低クラスです。

地域によっては、産婦人科の

医療機関がなくて、妊娠しても出産が予約制になっている病院もあります。

待機児童の問題も抜本的な改善は進まず、子どもの数が減っているにもかかわらず、統廃合が進んで1クラスの人数は限りなく40人に近くなっています。

また、小中一貫校を作った地域では、小規模な小中学校がなくなって、1000人規模の小中一貫校が作られています。

そして、一番の争点は東海第二原発の再稼働問題です。福島原発事故の教訓を踏まえれば、稼働から40年を迎えた老朽化した東海第二原発は、再稼働や運転期間延長はやめるべきです。

東海第二原発の30キロ圏内には県庁所在地である水戸市があり、100万人近い県民が生活しています。

原発の過酷事故があった場合



を想定した避難方法や防災計画を作る必要があります。計画は県民の意見を聞き、県民の納得を得たものでなければなりません。もし、それができないならば、再稼働や運転期間延長はやめるべきです。

知事立候補者の中で、「脱原発」を明確に打ち出しているのは、鶴田真子美氏だけで、橋本昌氏や大井川和彦氏は原発再稼働問題の意見表明に慎重な態度を取り続け、知事選の争点にしようとしていません。

高校生に対する主権者教育の絶好の機会

今年の知事選は、4月2日から8月28日までの期間に生まれた高校生に投票権が付与されます。

昨年の参議院選挙でも、「政治が分からない」「自分が投票して何がかわるのか」という声が高校生から聞こえてきました。

しかし、高校生の率直な声を聞き取りながら、茨城県の問題点をみんなで出し合って、茨城県の政治について高校生の立場から自分の意見を出し合うことが大切です。

県知事選は、身近な問題から政治を考えていく絶好の機会です。主権者教育も創意工夫が問われます。

ご存じですか？生活習慣病（1）

長時間労働や年休の取得と一緒に考えていかなければならないのは、教職員の健康問題です。

年休も取らずに長時間労働をしている教職員の中には、病気になっても我慢して病院に行かないという人も少なくありません。我慢とセットになった頑張り個人は健康を損ない、学校組織の健全な運営にも多大な悪影響を及ぼします。

今後、「茨城の教育」では生活習慣病を取り上げていきます。

生活習慣病は自覚症状がない

高血圧の解説本には「血圧が慢性的に高くなっても自覚症状がない。しかし、血圧が高い状態は血管や心臓に負担がかかり、動脈硬化や脳や心臓の病気につながる」と書かれています。

糖尿病の検査を受けた場合、担当の医師から「血糖値が上がると熱が出たり、調子が悪くなるといいんだよ。糖尿病は自覚症状がない。自覚症状が出た時は末期だ」という話がされます。

自覚症状がないために、自分は健康だと考えて、お酒を大量

に飲み続けていたり、運動もしないで食事制限もしないという生活が続いていると生活習慣病はますます悪化し、「末期」に近づいていきます。

定期的な健康診断を受診し、調子が悪かったら、病院に行って診察してもらうことが健康を維持する上では欠かせません。

高血圧の基礎知識

高血圧の診断基準は「上」（収縮期血圧）が140以上、「下」（拡張期血圧）が90以上です。特に「下」の血圧が90を超えた場合は、医師の診断を受けて、自分の生活で改善できることがあればすぐに改善すべきです。

「下」が100を超えた場合は休養を取るべきだし、車の運転はやめるべきです。

自分で血圧を測るために血圧計を用意したり、職場に常置させておく必要があります。

高血圧は、「早朝型」と「夜間型」があって、特別な対処が必要になります。高血圧の型は検査をすれば分かります。